

電子マニフェスト導入説明会開催のお知らせ

電子マニフェスト導入説明会（Web 説明会）

—参加費無料—

未加入の排出事業者、処理業者、建設業者等を対象にした電子マニフェスト導入実務説明会（Web 説明会）を開催しています。電子マニフェストの仕組みやメリット、導入に必要なもの、運用に当たっての留意事項等の説明のほか、マニフェストの登録、運搬・処分終了報告の確認については、システムの画面を表示してご説明いたします。

開催日程や申込方法等はホームページをご確認ください。

【説明会の種類】

- 排出事業者向け（対象：未加入の排出事業者）
 - 処理業者向け（対象：未加入の収集運搬業者、処分業者等）
 - 建設業者向け（対象：未加入の建設業者等）
- ・参加費：無料 定員：80名 時間：90分

【申込み方法】

- ・ JW センターホームページからお申込みいただけます。
- ・ なお、定員に達し次第締め切りとなりますので、お早めにお申込みください。
- ・ Web 説明会は、Cisco 社の Webex を利用します。Webex のホームページ：
<https://www.webex.com/ja/index.html>

【開催日程】

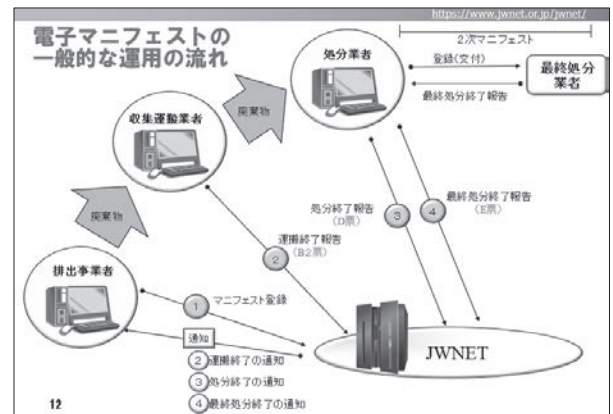
区分	開催日	時間
排出事業者	令和4年 8月 5日（金）	13:30
	令和4年 8月 23日（火）	
	令和4年 8月 30日（火）	
	令和4年 9月 16日（金）	15:00
	令和4年 10月 6日（木）	
	令和4年 10月 21日（金）	
	令和4年 11月 4日（金）	
	令和4年 11月 22日（火）	
	令和5年 1月 20日（金）	
令和5年 2月 7日（火）		

区分	開催日	時間
処理業者	令和4年 11月 16日（水）	13:30
	令和4年 12月 7日（水）	
	令和5年 1月 26日（木）	
建設業者	令和4年 7月 29日（金）	15:00
	令和4年 9月 22日（木）	
	令和4年 12月 16日（金）	
	令和5年 2月 17日（金）	

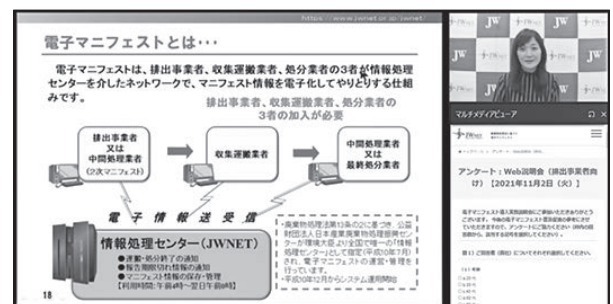
～説明会参加者の声～

- ・ Web 開催のため、気軽に説明会に参加できたのがよかったです。時間もちょうどよく画面もハッキリ見えたので特に問題なかったです。
- ・ 思っていたより導入もしやすく、パソコン操作も簡単だと思いました。
- ・ チャット形式で質問に答えて頂いた時間が有意義で、疑問が解決できたので良かったです。

■ 導入実務説明会資料 抜粋（参考）



■ Web 説明会の様子



電子マニフェスト利用促進

産業廃棄物処理業許可窓口頒布用チラシ

産業廃棄物処理業許可窓口頒布用チラシを作成
JW センターでは令和3年度環境省事業の一つとして、「産業廃棄物処理業許可窓口頒布用チラシ」

を作成しました。チラシをご希望される地方自治体、業界団体の方は、JW センターにご連絡ください。

(表面)

電子マニフェストとは...

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の処理状況を自ら把握し、不法投棄等の不正処理を未然に防止するための「マニフェスト伝票」を電子化したものです。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

排出事業者からの要請に対応!! 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、電子マニフェストの利用が義務化されており、処理を受託するには、電子マニフェストの利用が必要です。

電子マニフェスト利用のメリット

- 法律をしっかり守れる
 - 記載漏れや報告忘れをシステムでチェックして、うっかりミスを防ぎます。
- 費用もリーズナブル
 - 運搬終了報告、処分終了報告は、複数の排出事業者にも何件報告しても基本料のみ!!
- マニフェストの保管が不要
 - マニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、伝票(収集運搬業者はC2票、処分業者はC1票)の保管は不要です。
 - 伝票紛失の心配もありません。
- 操作が簡単・事務も効率的に
 - 伝票(B2票、D票、E票)の返送が不要に!!パソコンやスマートフォンで簡単に運搬終了報告ができます。
 - マニフェスト情報はダウンロードが可能。案件作業にかかる時間を大幅に短縮できます。
 - 操作は簡単!!
 - 操作ビデオはこちら

(裏面)

電子マニフェストを利用するには?

- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、それぞれJWNETに加入している必要があります。
- インターネットを閲覧できるパソコン、電子メールがあれば利用できます。
 - 運用によってはプリンターも必要となります。
 - 運搬終了報告、処分終了報告は、スマートフォン・タブレット端末でも可能です。

加入する単位は?

- 収集運搬業者
 - 業者単位、または支店営業所等の単位でご加入いただけます。
- 処分業者
 - 処分事業場の単位で加入します。同一敷地内に中間処理施設と最終処分施設がある場合は、1事業場としてご加入いただけます。
 - 中間処理後の残さも電子マニフェストで運用できます(2次マニフェスト登録機能)。
 - ※排出事業者ごとに複数加入する必要はありません。

料金表

料金区分	収集運搬業者	処分業者※1	
		①処分(報告機能のみ)	②処分(報告機能+2次登録機能)
		A料金	B料金
基本料(年額)※2	13,200円	13,200円	26,400円
使用料(登録情報1件につき)	—	—	11円
メリットがある年間登録件数	—	—	91件目から22円(90件までは無料)

※1① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金。
 ※1② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト)する機能の料金。
 A料金、B料金を選択・年間1,381件以上2次マニフェストを登録する場合はA料金の方がお得です。
 ※2 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月までの期間に適用されます。
 年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします(利用を開始した月によって金額が異なります)。

電子マニフェストに関するお問合せはこちら

JWNET サポートセンター 0800-800-9023

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

電子マニフェスト紹介動画: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/dvd/index.html>

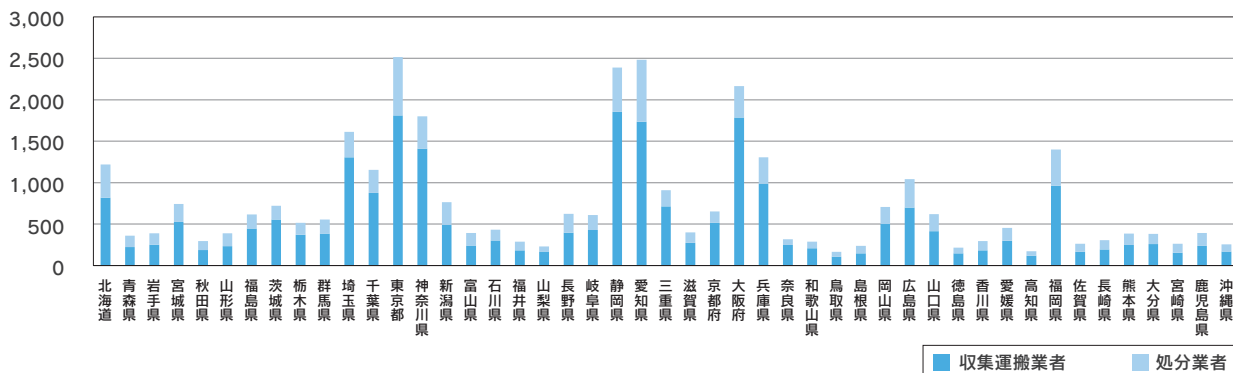
チラシ (PDF) は JW センターホームページに掲載しています。

URL https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2022/07/leaflet_syori.pdf



(参考資料)

■都道府県別処理業者の加入者数 (収集運搬業者: 24,959 処分業者: 9,729)



※ 電子マニフェスト加入時に登録した法人等の住所

2022年5月現在